



厚生労働省
東京労働局発表
令和8年9月1日

担当

東京労働局労働基準部賃金課
課長 柳 多賀子
主任賃金指導官 皆川 豊
賃金指導官 齊藤 千可士
電話 03-3512-1614

最低賃金・各種助成金周知強化期間を実施します

～さいちんキャンペーン（TOKYO1280）～

東京労働局（局長 増田嗣郎）は、東京都最低賃金額（令和8年10月1日から時間額1,280円）を周知し、「各種助成金」の利用をさらに促進するため「最低賃金・各種助成金周知強化期間～さいちんキャンペーン（TOKYO 1280）～」として令和8年9月1日から同年10月31日まで周知広報の集中的な取組を行います（別添参照）。

また、管内労働基準監督署等での監督指導、個別指導、訪問支援等を通じて、最低賃金の周知と各種助成金の利用促進を図ってまいります。

- 1 実施期間：令和8年9月1日～10月31日
- 2 最低賃金の周知及び「賃上げ」支援助成金パッケージに掲げる各種助成金の利用促進に係る主な取組事項（一部）
 - (1) 主な団体及び業界団体や地域団体に対し、東京労働局及び労働基準監督署幹部が訪問すること等により、最低賃金の周知及び各種助成金の利用促進に関する要請を実施
 - (2) 主な団体及び業界団体のホームページやメールマガジンに、最低賃金及び各種助成金の広報記事を掲載依頼
 - (3) 局署において実施する集団指導、説明会等において最低賃金及び各種助成金の周知を実施
 - (4) YouTube 東京労働局公式チャンネル、X 東京労働局公式アカウント、都内労働基準監督署、ハローワークなどのデジタルサイネージ、都営地下鉄の車内デジタル広告、屋外ビジョン等を活用したデジタル手法を用いた情報発信を実施
 - (5) 東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成し、幅広い周知を実施
 - (6) 都営バス（全19営業所）に車内広告を掲載
 - (7) 東京労働局最低賃金広報キャラクター「さいちん犬」を活用した広報